

尾形勇・著『中国古代の「家」と国家』

近藤, 則之
九州大学文学部

<https://doi.org/10.15017/18064>

出版情報：中国哲学論集．6，pp.68-76，1980-12-21．九州大学中国哲学研究会
バージョン：
権利関係：



書 評

尾形勇・著『中国古代の「家」と国家』

近 藤 則 之

本書は中国古代（一般的な理解である秦漢より唐に至るまで）の皇帝支配における秩序構造を、その中における「家」の意義を精確に把握することによって説明せんとしたものである。「家」を以て中国古代の支配構造を論ずるといふ場合、中国古代史に関する諸論考においてしばしば見受けられる「家父長制」という言葉に示されるような、中国の国家それ自体を「家」とする所謂「家族国家観」を想起する。しかし、本書はその「家族国家観」を批判、克服すべきものという立場から、改めて「家」を秩序構造の中に位置づけた点にその特色がある。

一

各章の題目は次の通りである。尚、各章、二―四節からなり、また各節二―四項からなっており、その題目の紹介もなすべき所であるが、ここでは紙数の都合で割愛する。

序 章 中国古代帝国の支配体制と家族主義

第一章 古代姓氏制の展開と「家」の成立

第二章 自称形式より見たる君臣関係

第三章 「臣某」の意義と君臣関係

第四章 「家」と君臣関係

第五章 国家秩序と家族制的秩序

第六章 古代帝国の秩序構造と皇帝支配

二

序章は古今の中国国家論を概観し、それを通じて、これまでの中国論のほとんどが、洋の東西を問わず「家族国家観」の上に成立しているか、あるいは何らかの形でそれを受け継いでいるかするものであったことを個別に検証しつつ、その批判・克服すべき所以が示される。

その批判点とは、まず第一に「家族国家観」が、旧中国全体の歴史像を構築する際の視角としての確なものではないということ。すなわち、「家族国家観」が、つとに批判・克服の対象となっている西洋近代市民社会の反対概念としての「専制君主論」、またその理解のために打ち立てられたヘーゲルのかの「停滞論」、その「停滞視」を前提とした「遊離論」、あるいは日本における「国体論」などと表裏の関係にあるものであり、かかる「家族国家観」を前提として中国史を論じても、中国の歴史を世界史の中に位置づけて理解するという視角を拡散させるということである。

第二には、「家族国家観」によっては、国家権力ないしは公権力を理解し得なくなるということである。すなわち「家族国家観」は、私的生活を律する家族秩序を以て国家総体を理解しようとするため、ついには「公権」と「私権」の混淆をきたし、公権としての皇帝権力が把握しきれないことになる。

第三に、「家族国家観」の論拠となっている「政治と道徳の一致」・「忠孝一本」・「君臣父子の一体」・「公私の未分」などの中国の諸特質が実証的検証を経ていないという点である。

かく「家族国家観」を批判・克服の対象とする著者は、以下の各章において、それに替る視角からの中国古代国家の秩序構造論を提示する。次にその梗概の紹介に移ろう。尚、本書終章の後半部分に、本書の検討過程がまとめられているので、ここでは、それを基として紹介する。

第一章は秩序構造の基盤の確定が、その検討の目的である。結論として次のように整理される。『皇帝から一般民庶に至るまでのすべての者は、貴賤・貧富・大小の差等はあれ、「家」としては等質の、そうした諸「家」に編成されていた』と。すなわち、問題の「家」が秩序構造の基盤として位置づけられているのである。

この章で考察の直接の対象となっているのは、秦漢以降において「家」の冠称となっている「姓」である。当時皇帝より民庶に至るまで各人各様の「姓」をもっていた。一方、その下位の存在者たる奴婢は、その属性として「家」を構成し得ないものとみなされているが、彼らは原則として「姓」を持たざるものであった。この関係より無「姓」者＝無「家」者となり、逆に有「姓」者は有「家」者であったということができ、従って「姓」は「家」そのものを表象するものであり、秦漢期の「家」の性質あるいは成立の検討の指標となしうるものである。そして、その検討の結果、「姓」に関して、皇帝・官僚・庶民といった階層に関する差等を示す要素は見当らない。従ってそれによって表象される皇帝から庶人に至るまでの「家」は、貴賤・上下の差等はあっても、「家」としては対等であったと理解される。また、そのような秦漢期の「姓」の性格、及び、周代には「姓」をもたなかった民庶が、秦漢帝国成立には有姓化するに至っている事実などを合わせ考えるとき、秦漢的「姓」の成立——つまり秦漢的「家」の成立は、皇帝支配の出現と密接に関わるものであり、この意味から秦漢帝国の構造的基盤が、『「家」として等質であって、しかも無数の「家々」が併存していた』という『歴史的状况』に確定される。

次に、第二章より第四章までは、中国古代帝国の「君臣関係」の考察が行われている。このうち第二章―第三章では、旧中国を通じて普遍的であった群臣の皇帝に対する、「臣」と称して「姓」を言わず「名」のみ唱するところの自称形式（例えば司馬光であれば「臣光」となる）を直接の考察対象としている。

この「臣某」という自称形式を用いる者は、群臣のみならず、皇帝の血縁者たる皇太子・諸侯王、更には皇后（この場合は「妾・生家の姓氏」の形になる）も含まれていた。従ってこれらの皇帝に対する関係は、君臣のそれであったことになる。また皇帝自身も天帝に対して「天子臣某」、祖霊に対して「皇帝臣某」と自称しており、それぞれに「臣」従していたことがわかる。

この「臣某」形式は、「賓客之礼」たる「不称臣不唱名」の形式、及び「殊礼」たる「称臣不唱名」の形式に対置

されるものであり、後の二者が皇帝が特別の礼遇を施すためにあることから、皇帝への隷属度の最も大きいものと言える。以上がほぼ第二章の論旨である。

第三章は、この「臣某」形式の意義の考察である。「臣某」のうち「臣」は、至賤者（奴婢）の意味での「臣妾」に淵源しており、更にその意味での「臣」の捉え方も尚後世に存している。また「某」の方は、「姓」を言わず「名」のみを言うことだが、これは礼記の記載等によって知られる「名」は尊重すべきものであり、至尊以外に対して軽々しく「名」を唱すべきではない、という「敬名」思想に基づくものである。従って、このことから、古代帝国における皇帝と群臣の關係が、「家族国家観」が前提とするような「父子」關係ではなく、それとは別個の「君臣」の關係であったとみなされる。

ところで、当時一般民庶は皇帝に対する上書が許されることがあったが、その上書の際に民庶も、やはり「臣某」形式を用いた。このことから皇帝と民庶との關係も「君臣」關係としてくられる。

第四章では、先述した「家族国家観」の前提とする「忠孝一本」・「君臣・父子の一致」・「公私の未分」といった中国の「諸特質」の再検討、及びそれから導かれる新しい「家」と「君臣」の關係の位置づけがなされる。その個別的具体的例証によって知られる所では、「忠」「君臣」||「国家秩序と「孝」「父子」||「家族秩序とは一致するものではなく、その機能する場の明快な相異があったのであり、「君臣」は「公」、「父子」は「私」であるという了解が当時に存し、それぞれ「君臣之礼」・「家人之礼」によって律せられていた。

一方、官吏の任・退官に際して、史書では「起家」・「帰家」・「還家」と表現される。これは群臣が「私家」から「出身」して「君臣」關係（「公」）の場に至ることを示すものである。また、ここで再度「臣某」形式において「姓」を言わないことに着目すると、それは「公」なる「君臣」の場ではそれぞれの「私」なる「家」が廃棄されることを示すものと理解される。

以上の「家」と「君臣」との關係の考察より、「君臣」關係構築の一般的過程が、『「君」と「臣」とは、ともども各自の「家」より「出身」して「公」の場に登場し、「家」が擬制的に廃棄されるその場において「君臣」の關係をとり結ぶ』と結論され、古代帝国の基礎的秩序構造が、『「家人之礼」と称される家族秩序で規律されるところの、

「私」の場としての”「家」の世界”を基盤として、その上部に、「君臣之礼」を以て秩序づけられる「公」の場としての”「君臣」の世界”が聳え立つ」と要約される。

更に群臣において、皇帝に仕えることを意味する「公事」が、民庶の租賦の上納、兵役・徭役の従事を表現するものとして使用されており、このことよりすれば、民庶も租賦・諸役という局面においては「臣」であり、この意味において『”「公」の世界”で成立する「君臣」関係とは、まさに皇帝による人民支配が具現される場——でもあったとみなされ、ここにおいて、皇帝支配の形態は、「個別的人身の支配」とならざるを得なかったと見られる。何となれば、「人民支配が具現される場」における「人民」は、「臣」として「家」より個別的に「出身」したものだからである。

おおよそ以上が第四章の要旨であるが、これは、断わるまでもなく、西島定生氏の「個別人身支配論」と、そこにおいては論理的に捨象される「家」との両立が計られたものである。

第五章は「家族国家観」の根拠となっている「国家」「漢家」「天下一家」等の、国家総体を一つの「家」とするような文言の再検討である。

まず「天下一家」の用例では、それが家族制的秩序が国家全体の秩序として拡大反映されるといったことを全く前提していない。ところで、一方に天子が「民の父母」的比擬がなされている場合もある。そのいずれにも矛盾しない「天下一家」の理解を求めると、「王者天下を臣とすれば、私家無し」という言葉に示される”「私家」無き「天下」ということになる。つまり、それは第四章で示したような皇帝を頂点とする「君臣」関係を媒介として実現する「私家」の廃棄された”「公」の世界”ということになる。また、「天下一家」なる「家」の「姓」を求めれば、例えば「漢家」といった王朝名を冠する「何家」がそれに当たる。

これに対し、「国家」を初めその他の「官家」「皇家」「天家」等の種々の「家」字を伴う文言は、「帝室」の如き皇帝自身の「私家」の意義のものである。

以上の検討によって「家族国家観」の大きな論拠の一つが失われた。しかし、以上の検討によれば、古代帝国が「君臣」関係を媒介して成立しているにもかかわらず、「家族国家観」による理解と同様に、やはり一つの「家」とし

て完成しているとみなされる。では何故にかかる「天下一家」なる「家」が、「君臣」秩序を媒介しつつも、なお再構成されなければならなかったのか、その考察が第六章で行われる。

第二章で紹介しておいたように、皇帝は天帝に対して「天子臣某」、祖霊に対して「皇帝臣某」の自称形式を用いており、このことから、皇帝は天帝に対して「天子」として、また祖霊に対して「皇帝」として、それぞれ「臣」従っていたことがわかる。このうち「天帝」との「君臣」関係は、王朝交替時の即位儀礼の形式によっても確認できるところであるが、このことは、「皇帝」（「君」と群「臣」との現実の「君臣」関係が、「天子」（「臣」と天帝との間に「君臣」関係が設定されることにより、完成・完結するものであったということを示していると言える。この場合、その関係が「君臣」のそれである以上、その「臣」たる「天子」が出身し、その代表となる「家」が、群臣の「私家」の場合と同じ形式において存在していなければならない。その「家」こそ「天下一家」の「家」、例えば「漢家」であった。従って「天下一家」の「家」が再構成された意義は、「皇帝」と群臣の「君臣」関係の完成・完結のために擬制されたものとみなされる。

ここで今一つ問題となるのは、「皇帝」は何故に血縁的範疇に属する祖霊に「臣」従するのかということである。これについては次のように理解される。「君臣」関係の頂点にある「皇帝」があくまで「公」權たることを標榜するためには、事実上血統的なものである「皇帝」位の継承を、現（前）「皇帝」と次代「皇帝」との間に擬制的に「君臣」関係を設定することによって「公」的性格のものとして正当化せざるを得なかった、と。以上第六章。

終章は以上までの本論の補完の作業を経て、結論が提示される。その補完とは、唐代の「良賤制」の検討を通じた中国古代の秩序構造における「賤民」（「奴婢」）の存在意義の考察である。

この「良賤制」における「賤民」は「君臣秩序」からも「家族秩序」からも除外され、更に一般的「礼」の及ぶ範囲からも除外された。また「賤民」の従属する「主人」の權利も国家權力が保証した。そして、その前提の上で部分的限定的に「家族秩序」を「賤民」に延用して、「家族秩序」の必須性が「良民」に強調され、あるいは、「主人権」の保証されない場合を「君臣秩序」との関わりで設定し、君主支配の理念の強化が計られた。これらのことから唐代の「良賤制」とは『「国家秩序を構成する主体者」（実は被支配者集団）を劃定し維持するため』に設定されたもの

であつたと理解される。ところで、この「良賤制」成立の前提たる「良」民観と「賤」民観とは秦漢期すでに顕在化していた。したがって、その理解は古代中国全般に普遍化できる。

かくて、公的な場における「君臣之礼」と私的な場における「家人之礼」という二大規律に加えて、身分制的秩序が設定されることにより、『国家の全構成員を包摂したところの「帝国の秩序構造」が完成する』こととなる。そして本書の中国古代秩序構造の考察も完結をみたわけである。

以上が本書の梗概であるが、これまでの秩序構造論においては、皇帝―群臣（あるいは士族層―庶人―賤民という階級関係が設定されるのが一般的であつたのに対し、本書においては「公」的世界―その世界の構成員が出身する「私」的世界、といういわば位相関係が設定され、その上で階級関係を設定して、賤民の役割が把握されており、この点甚だ斬新かつ精密な構造論として本書の成果は高く評価されなければならない。また支配構造論的側面についても、本書の「公」的世界において、「君臣」関係を媒介として収奪が具現されたとする理解は、これまでの公権としての皇帝権による個別的人身的支配という捉え方、あるいは、皇帝権と郷里共同体の接合関係に視点を据える理解の仕方を越える理論と評価され、今後の中国古代研究に大きく貢献するものと予測される。

三

最後に、紹介者に疑問とされる点を二三思いつくまゝに述べておきたい。

まず、「自称形式」について。第二章における「臣某」形式の検討の中で、その形式が「姓」を省いて「名」のみを言う形式の、特に「姓」を言わないという点から「君臣」の場において、それぞれの「私家」は廃棄され、「公」の世界が成立するとされたわけだが、その際に指摘されている皇后の自称形式、「臣十生家の姓氏」においては、「姓」が存在している。つまり、この形式に限っては、矛盾するはずの「公」の側面と「私」の側面が同時存在していることになるが、これはどのように理解さるべきか。

同じく「姓」に関することだが、皇帝が臣下の名称を唱するとき、あるいは皇帝の面前で臣下が他の臣下の名称を唱するときなどの他称においては、敢て例示するまでもなく「姓」「名」が称せられている。また「姓」官職名が結

びつけられることもある。本書の指摘の通り、「公」の世界では各自の「私家」が廃棄される、従ってそれを表象する「姓」が機能しないものとすれば、かかる他称の形式も成立しえないのではないかという素朴な疑問も成立し得るだろう。

次に西島定生氏の指摘にあるように皇帝は諸外国に「天子」の称号を用いた。この「天子」は上帝に関わる際の称号でもあるから、対外的な状況で、本書で導き出された、例えば「漢」を姓として「漢家」と唱する「公的家」を代表するものであるとみなせるが、それは群臣の隷属の対象として、その「家」の内部の者に対して使用されるものではなかった。しかるに諸外国の「君」が、この「天子」に対して「臣」を称して「臣」従した（第二章に指摘がある）のはいかなる理由においてであろうか。すなわち、「天子」を用いる点で中国と諸外国との関係は「主客」とみなされる。この点はどのように理解さるべきか。

更に本書においては、「臣某」形式の特に称「臣」を、直ちに「臣」従関係を表現するものとされるが、次の例では、秦政下の南陽郡守の舍人陳恢が沛公劉邦に「臣」を称している。「南陽守自劉せんと欲す。その舍人陳恢……城を踰え、沛公に見えて曰く、臣聞く、足下約すらく、先に咸陽に入る者、之に王たらんと。云々」（漢書高祖紀上）。この場合、劉邦と陳恢の間は君臣関係ではないにもかかわらず、称「臣」がなされているとみなせるが、管見ではこのような形での称「臣」の例が秦末漢初の資料に数例見えるようであるから、「君臣」関係でない場合も称「臣」はあり得たとみなされてくる。この点を強調すれば、「臣某」形式は、あらゆる従属者の被従属者への一般的自称形式であり、その故に皇帝の血縁者においても使用されたということにもなりかねないことになるう。

以上のような点から、「臣某」形式より導かれた本書の秩序構造論は若干の検討の余地を残しているものと言わなければならぬと思われる。

さて次に、本書の秩序構造論では、「君臣」関係に媒介される収奪の具現を目的とする「公」の世界と、その「公」の世界の構成員の出身する諸「家」からなる「私」の世界にわけられたわけであるが、この論理からすると「家」あるいは「家」の集合体は、「公」の世界の構成員の再生産の場としての役割しか、皇帝支配下において果たしていないことになる。ところで、今、好並隆司氏の指摘に従って論ずると、皇帝権（公権）と地方豪族は、前者が収奪を目

的として、後者が在地権力（私権）の安定、維持を目的として相互依存の關係にあった。つまり、被支配者を「公事」に就かしめるためには、家族主義的秩序の頂点に成立している在地権力が必要となったわけである。この点に注目すると、収奪を具現するものとしての「家」秩序の役割が看取され、今述べた本書に指摘される「家」の役割以上のものを認めざるを得ないように思われる。やや看点を換えて述べれば、豪族は公権による収奪に参与する点において「公」権の保持者であり、郷里共同体を統率し得る点で「私」権の保持者であり、その「公」「私」合わせもつ豪族によって収奪が具現しているという点を見れば、支配の実態的局面においては、本書に指摘されているように、明確に「公」「私」は分別し得るものではないように思われてくる。もっとも、本書末尾に共同体の考察は、今後の課題とされているので、この点に関する今後の著者の業績を鶴首する次第である。

更に今一点疑問点を述べておくと、本書の指摘では、天子と天帝、天子と庶人の關係はそれぞれ「君臣」の關係でくくられるわけであるが、それにもかかわらず、「爵、天子を称する所以は何ぞ。王者は天を父とし、地を母とす。天の子為ればなり」（白虎通）、あるいは「天子は民の父母作り」（書經）と、それぞれを「父子」の關係とする儒教思想が皇帝支配の指導原理たりえた秩序構造論的理由は、如何様に理解さるべきか、この点も、「家族国家観」の克服という本書の観点よりみると、克服さるべき残された課題と思われる。

以上、思いつくまま疑問点を並べてみた。

紹介者の理解力の欠如のため、本書の的確な紹介、あるいは十分な学説的位置づけができなかった点、また浅学なだけではの疑問を並べた点、著者の御寛容を請う次第である。

一九七九年一〇月二六日 発行

岩波書店 三四三頁（十）五頁 四千円